

令和 5 年 9 月 25 日

太宰府市長

楠 田 大 蔵 様

太宰府市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 實 原 隆 志

答申書

太宰府市情報公開条例（平成 9 年条例第 4 号。以下「情報公開条例」という。）第 13 条第 4 項の規定に基づき令和 5 年 8 月 3 日付 5 太文情第 69 号により諮問を受けました件について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり答申します。

1 審査会の結論

太宰府市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 7 月 6 日付 5 太文情第 51 号の情報一部公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

（1）審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が行った情報公開請求（令和 5 年 6 月 27 日付）に対し、実施機関が行った情報一部公開決定（以下「本件処分」という。）について、その一部の公開を求める審査請求を行ったものである。

（2）審査請求の経過

① 情報公開請求

審査請求人は、令和 5 年 6 月 27 日、実施機関に対して、情報公開条例第 6 条の規定に基づき、「現在の太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員の任用・任命に関する決裁などの書類（選任の決裁、就任依頼、就任受諾、など）」（以下「本件情報」という。）の、情報公開請求をした。

② 情報一部公開決定

実施機関は、令和 5 年 7 月 6 日付 5 太文情第 51 号通知において、審査請求人に対し、情報公開条例第 7 条の規定に基づき、公開請求に係る情報が情報公開条例第 10 条第 2 号に該当し、その理由を「個人に関する情報であるため。」として、本件処分を行った。

③ 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 7 月 20 日、本件情報のうち「今回の情報公開請求において、非公開となった太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員選任承諾書の住所に記載されている市町村名（政令指定都市においては区名を含む）及び「町または字」の情報公開を求める」として、情報公開条例第 13 条の規定に基づき審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、令和5年7月20日付の審査請求書、同年8月14日付の反論書及び同年8月23日の口頭意見陳述において、次のように主張している。

(1) 審査請求書

本件情報のうち、非公開部分は情報公開条例第10条第2号ただし書きのイに該当する情報と考えるのが妥当である。ただし、住所を丁目または番地以下まで詳細に出すと社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないとまでは言えないので、議案の情報公開の範囲までの情報公開を求める。

(2) 反論書、口頭意見陳述

実施機関は本件処分情報の一部を公開しない理由として、「太宰府市情報公開条例第10条第2号に該当（理由）個人に関する情報であるため。」と記載している。この記載は理由として不十分である。

今回の情報公開請求した資料の中には、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員（以下「審議会委員」という。）の「氏名」、「性別」、「職業及び所属」、「住所」の4種類の個人情報が含まれている。このうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当するものは「氏名」、「職業及び所属」、「住所」の3種類である。これらの情報は情報公開条例第10条第2号ただし書きア、イ、ウ、エのどれかに該当しないと公開できない。

実施機関は、令和3年8月6日付3太情個審査第27号の答申書において「現住所は、その一部だけであっても公開されると、様々な不利益をもたらすおそれのある情報であるといえる。現代の情報社会においては、現住所の一部が公開されるだけでも具体的な住所が特定されるおそれがあり、本人の生活が脅されるおそれがある。」との記載を根拠にすべての現住所を情報公開しないと主張する。しかしながら、本答申書の発端となった情報一部公開決定通知書（令和3年3月12日付2太総第268号）でも市町村名（太宰府市）は情報公開されている。

実施機関は「慣例的に公表しているものではない」と主張するが、太宰府市ホームページに掲載されている議案は、令和4年1月議会からは住所のうち「市町村名」、「町または字」まで慣行上公表されている。

また、実施機関は「プライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報には該当しない」と主張するが、実施機関は議案において住所のうち「市町村名」、「町または字」まで公表している。このことがプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であることの何よりの証拠である。

このような事実を踏まえ、「住所」のうち、「市町村名（政令指定都市においては区名を含む。）及び「町または字」は、「従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報」とであると判断されるので情報公開条例第10条第2号ただし書きのイに該当する情報と考える、よって、これらの情報を情報公開されたい。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、令和5年8月3日付5太文情第68号の弁明書及び同年8月23日の口頭意

見陳述において、次のように主張している。

(1) 本件処分の内容

審査請求人が令和5年6月27日に行った情報公開請求について、実施機関が公開した情報のうち、太宰府市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の選任を受ける者が、自らが選任されることを承諾する意思表示に、当該選任を受ける者の住所、氏名、日付を記入した文書「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会委員選任承諾書（以下「委員選任承諾書」という。）」の住所の部分について、第10条第2号の個人情報に該当するとして情報の一部を非公開としたものである。

本件非公開部分は、従来から慣行上公表しているものではなく、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのないと認められる情報であるとは言えない。

また、委員選任承諾書は議案とは異なり、本人が公表されることを前提に提出するものではなく、実施機関もそのような条件を当該本人に明示していない。

(2) 本件処分の理由

ア 条例第10条第2号ただし書のイの該当性

審査請求人は、「条例第10条第2号ただし書のイに該当する情報と考えるのが妥当である」と主張する。しかし、情報公開条例第10条第2号ただし書のイとは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」であり、委員選任承諾書については公表する予定で取得したものではなく、また慣例的に公表しているものではない。ただし書きイに該当するという主張の根拠が不明である。

手引には「6 ただし書のイは、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、次のような個人情報が記録されているときは、公開することができるとする趣旨である。」とあり、

- ① 公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人も公表することについて同意している情報
 - ② 公表することを前提として提供された情報
 - ③ 当該個人が作成し、公表した情報
 - ④ 従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのないと認められる情報
- と記されている。

委員選任承諾書及び当該非公開部分について、上記項目に該当するか確認を行う。

「① 公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人も公表することについて同意している情報」について

委員選任承諾書は公表することを目的として作成し、又は取得した情報ではなく、公表を前提としていない。実施機関は当該個人に対し、公表することについて同意の確認を行っていない。

「② 公表することを前提として提供された情報」について

上記①の説明通り、公表することを前提とした文書であることを実施機関は想定しておらず、当該個人に対しても説明を行っていないため、公表することを前提として提供された情報とは言えない。

「③ 当該個人が作成し、公表した情報」について

当該個人が作成はしているが、当該個人は市に対して委員選任を承諾する意思確認のために提出しており、当該個人が公表した情報ではないため該当しない。

「④ 従来から慣行上公表しており、今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれのないと認められる情報」について

委員選任承諾書は従来から慣行上公表はしておらず、当該非公開部分については今後公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがあるものであると実施機関は認識しているため、プライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報には該当しない。審査請求人は別の件の議案において住所の一部が公表されていることを挙げ公開を求めているが、今回の事案は議案として公表をしているものではない。

以上のことから、本件非公開部分は情報公開条例第 10 条第 2 号ただし書のイに該当するものではない。

イ 住所の一部を公開することの可否

手引にあるように、一般的には、特定の個人が識別できる第一義的要素は住所及び氏名であるから、住所、氏名が当該情報に含まれている場合、それは特定の個人が識別される情報となり、情報公開条例第 10 条第 2 号に該当し、非公開の情報となる。

今回の事例で言うと、委員選任の要件に住所に対する要件がないところ、委員の住所のうちの一部を、個人の基準で公開するという判断を行うことは、個人情報の取扱いとして適正ではない。

過去の審査会答申においても「現住所は、その一部だけであっても公開されると、様々な不利益をもたらすおそれのある情報であるといえる。現代の情報社会においては、現住所の一部が公開されるだけでも具体的な住所が特定されるおそれがあり、本人の生活が脅されるおそれがある。現住所そのものが、委員としての適格性と直接関係するとも考え難く、本件において現住所は、公開を要しない「個人情報」とであると考えられる（情報公開条例第 10 条第 2 号）。」（令和 3 年 8 月 6 日答申抜粋）との判断が出ている。

本市の附属機関の委員に選任されたことにより、氏名は公表されたとしても、個人のプライバシーは最大限に保護されなければならない、答申の通り住所は公開を要しない個人情報として取り扱われるべきものである。

個人情報は、いったん公開されると当該個人に回復困難な損害を与えるおそれがあるため、情報公開条例第 3 条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱うべきものである。

ウ 結論

よって、住所の全部を非公開とする情報一部公開処分とすることが適当であるとの理由から、本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

本件において、審査請求の対象となっている情報は、本件情報のうち委員選任承諾書の住所である。審査請求人は非公開となった委員選任承諾書の住所に記載されている市町村名（政令指定都市においては区名を含む）及び「町または字」の情報公開を

求めている。

(1) 情報公開条例第10条第2号本文該当性

情報公開条例第10条第2号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を公開を要しない情報としている。委員選任承諾書に含まれている現住所はそうした情報に該当し、その一部だけであっても公開されると、様々な不利益をもたらすおそれのある情報でもある。現代の情報社会においては、現住所の一部が公開されるだけでも具体的な住所が特定されるおそれがあり、本人の生活が脅されるおそれがある。現住所そのものが、委員としての適格性と直接関係するとも考え難く、本件において現住所は、公開を要しない「個人情報」であると考えられる。

(2) 情報公開条例第10条第2号ただし書のイの該当性

次に、情報公開条例第10条第2号ただし書のイは、「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」である場合に非公開情報から除くことができるとしている。そこで、当該非公開情報が情報公開条例第10条第2号ただし書のイに該当するかどうかを検討する。

審査請求人は太宰府市ホームページに掲載されている議案を例示し、住所のうち「市町村名」、「町または字」は慣行上公表されているため、本事案についても、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であると主張している。

しかし、実施機関の説明によると、委員選任承諾書は、委員の選任を受ける者が自らが選任されることを承諾する意思表示として市に対し提出するものであり、本人が公表されることを前提に提出するものではなく、また、実施機関は当該個人に対し、公表することについて説明、同意の確認を行っていない。また、議案書はその性質上、議会の場で議決または承認を得るために特定の個人の情報をもって適任かどうかの判断を求めるための文書であり、その判断の資料として必要な情報を提示するものである。一方、委員選任承諾書は行政の内部文書であり、審議会委員選任においては、議決等を要するものではないとのことであつた。

以上のことから、当該非公開情報は従来から慣行上公表しておらず、公表することにより社会通念上個人の利益を侵害するおそれのある情報であるといえる。

なお、審査請求人が主張の中で提示していた情報一部公開決定通知書(令和3年3月12日付2太総第268号)で議案において市町村名(太宰府市)が情報公開されているが、当該公開理由は当該委員に住所要件があるものであるとのことである。これに対し、本審議会委員選任の要件には住所に対する要件がないとの説明があつた。

(3) 理由付記について

情報公開条例第7条第4項は、情報の公開をしない旨の決定又は第10条各号の規定により情報の一部について公開をする旨の決定の通知をする場合は、その理由を付記しなければならないとしている。理由付記は市による決定の透明性や審査請求におけ

る便宜といった観点で重要なものであるが、本件で適用された情報公開条例第10条第2号本文はいわゆる個人情報のみを非公開情報として挙げており、本件の一部公開決定はただし書き以降の適用を主張するものではない。それゆえ、本件での理由付記についても特段の問題は見いだせない。

(4) まとめ・結論

以上のことから、本件における非公開情報は従来から慣行上公表しておらず、公表することにより社会通念上個人の利益を侵害するおそれがある情報であり、本件での理由付記についても特段の問題は見いだせないため、実施機関が行った一部公開決定については妥当であると判断した。

6 審査会における審査請求の処理の経過

審査会は、本件審査要請（諮問）について、次のように審査を行った。

令和5年8月23日 第1回審査会（口頭意見陳述、審議）

令和5年9月12日 第2回審査会（審議）